

かしの実保育園施設長殿

登園届(新型コロナウイルス感染症用)

※この登園届は保護者の方がご記入ください。医師の記載は必要ありません。

園児氏名

年 月 日生

診断名【 新型コロナウイルス感染症 】

令和 年 月 日、医療機関名【 】を受診し、
新型コロナウイルス感染症と診断されました。登園基準を以下のとおり満たし、集団生活に
支障がない状態に回復したため、 月 日より登園いたします。

年 月 日

保護者名

	発症日 (0日目)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/
熱が下がった日に○									
咳や鼻が治まった日に○									

※熱の経過やその他の症状、登園再開の判断で悩む場合は、医療機関にご相談ください。

<新型コロナウイルス感染症の登園停止期間(乳幼児)>

新型コロナウイルス感染症の診断を受けた場合、「発症した後 5日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1日を経過するまで」は登園ができません。

※発症日(当日 0 日目)は病院を受診した日ではなく、新型コロナウイルス感染症症状(発熱や呼吸器症状等)が始まった日となります。そのため、病院受診時に、医師に発症日を相談・確認することが必要です。

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状(咳や息苦しさ等)が改善傾向にある状態のことをいいます。

川崎市では、新型コロナウイルス感染症の診断を受けた場合でも医師記載の登園許可証は不要です。

左記の表をご参照のうえ、保護者の方が登園届をご記入いただき登園時にご提出ください。

登園できる条件を満たしていない場合、お子さまをお預かりすることができませんのでご注意ください。

<登園停止期間の例 4日目までに症状軽快したケース、症状軽快が5日目となったケース>

0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目
発症当日	発熱や呼吸器症状等			症状軽快	症状軽快後 1日目	登園 可能	
発症当日	発熱や呼吸器症状等			症状軽快	症状軽快後 1日目	登園 可能	